

実施計画審査意見書

平成19年4月20日付けで武田薬品工業株式会社代表取締役社長 長谷川 閑史から提出がありました（仮称）武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成19年8月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

(仮称)武田薬品工業株式会社新研究所建設事業(以下「本件事業」という。)は、武田薬品工業株式会社が同社の国内研究拠点を集約し、新薬研究の効率化を図ることを目的として、藤沢市村岡東二丁目26番地1号外の面積約24.8ヘクタールの敷地(以下「実施区域」という。)に、研究開発プロセスの初期を担当する研究施設を整備しようとするものである。

実施区域は、藤沢市と鎌倉市の両市にまたがる同社の旧湘南工場の敷地であり、藤沢市側は工業専用地域に、鎌倉市側は工業地域に指定されている。実施区域の西側から北側にかけては住宅地が広がり、東側は工場、住宅等が混在した地域である。南側はJR東海道線を挟んで主に工場が立地している。

本件事業は、既設建物を順次解体しながら最高建物高さ約39メートルの実験棟15棟をはじめとする、延床面積約32万平方メートルの大規模な研究施設を建設することから、工事の実施及び施設の供用による環境への影響が懸念される。

また、完成後の研究施設において多種類の薬品類や、遺伝子組換え生物を扱うことから、事業者は環境影響評価手続を通じて近隣住民へ十分な説明を行うことが求められている。

このような状況の中で、本件事業の環境影響予測評価実施計画書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響予測評価書案の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 環境影響評価項目の選定について

(1) 気象

実験棟は、いずれも高さが30メートルを超えるが、実施区域の中心付近へ集中配置し、さらに実施区域の敷地境界には十分な植栽等を施し防風効果を高めるとして、気象(風向・風速)を評価項目として選定していない。

しかし、住宅地が実施区域に隣接しているため、評価項目として気象の選定について改めて検討し、その結果を明らかにすること。

(2) 水質汚濁等

実験室系排水及びエネルギー棟排水は公共下水道へ放流することとしているが、自ら処理して河川へ放流することになった場合は、これに伴って変更される事業計画の内容について明らかにするとともに、影響が想定される放流河川の水質汚濁や水生生物を評価項目として選定すること。

2 調査及び予測の方法について

(1) 植物・動物・生態系

哺乳類の調査方法は直接観察法及びトラップ法を選定しているが、実施区域及びその周辺にはタヌキ等の中型哺乳類が生息している可能性があることから、実施区域内におけるそれらの種の調査方法として、無人撮影法についても選定すること。

(2) 安全（交通）

実施区域周辺は市街化の進んだ地域であり、供用後の関係車両台数は一事業所からの発生台数としては非常に多いため、関係車両走行ルートのうち補助幹線道路との交差点についてもその構造や渋滞の状況などを十分把握し、交通量調査地点の追加を検討すること。

(3) 予測の前提

予測の信頼性を確保するため、予測に必要な施設の位置や設計等を可能な限り確定するとともに、次の点に留意して適切に予測の前提を設定すること。

ア 大気汚染

予測に必要な施設の位置や設計等が確定しない場合にあっては、環境負荷が最大となるような条件を設定すること。

イ 悪臭

類似事例として現有施設を引用する場合は、施設の種類だけでなく規模等についても勘案すること。

3 その他

多種類の薬品類や、遺伝子組換え生物を取り扱うため、周辺環境への配慮が必要であることから、それらの管理体制や運用の詳細について、自主的な取り組みを含め具体的に示すこと。